

のよう改める。

第一項及び前項の規定は、第一項各号に掲げる居住者に係る前項に規定する特定外国子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

第四十条の四第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項各号に掲げる居住者に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これら之權利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの）を含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐるものである場合（次

項において「固定施設を有するものである場合」という。)における第一項の規定の適用については、同項中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国子会社等の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

第四十条の五第一項中「場合又は当該」を「場合、当該」に、「同項」を「同条第二項第一号」に、「額の支払(同号)」を「支払(第二号)」に、「場合に」を「場合又は当該居住者に係る第四十条の七第二項第一号に規定する外国関係信託(当該特定外国子会社等から利益の配当又は剩余金の分配の支払(第二号)に定める金額の同号に掲げる交付を含む。)を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)につき第四号に掲げる事実が生じた場合に」に、「又は外国関係会社」を「若しくは外国関係会社」に、「又は剩余金の分配の額」を「若しくは剩余金の分配の額又は外国関係信託から受ける収益の分配の額」に、「第二十五条の」を「第二十五条第一項の」に、「この節」を「この条及び次条」に改め、同項第一号中「額の支払」を「支払」に改め、同項第二号中「利益積立金額」の下に「(第二条第二項第二十一号に規定する利益積立金額をいう。次号において同じ。)」を加え、同項第三号中「額の支払」を「支払」に改め、同項に次の一号を加える。

四 当該居住者に対する収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額

第四十条の五第二項及び第三項中「又は外国関係会社」を「外国関係会社又は外国関係信託」に改める。

第四十条の六中「につき納付する」を「に係る」に、「外国所得税の処理」を「控除限度額の計算」に改め、第二章第四節の二中同条の次に次の二款を加える。

第二款 居住者の特定外国信託に係る所得の課税の特例

(居住者に係る特定外国信託の留保金額の総収入金額算入)

第四十条の七 次に掲げる居住者に係る外国関係信託のうち、その信託された国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託（以下この条において「特定信託」という。）の各計算期間（同法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいい、次項第二号において「内国計算期間」という。）の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係信託に該当するもの（以下この款において「特定外国信託」という。）が、平成十七年四月一日以後に開始する各計算期間（外国関係信託について同

法第十五条の二第一項から第三項までの規定を適用するものとした場合のこれらの規定に規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び収益の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この項において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその者の有する当該特定外国信託の直接及び間接保有の受益権に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（次条第一項及び第二項において「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各計算期間終了の日の翌日から一月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

- 一 その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である居住者
- 二 その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である一の同族受益者グループに属する居住者（前号に掲げる居住者を

除く。)

2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係信託 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一条に規定する外国投資信託のうち特定信託に類するものとして政令で定めるもの（以下この項において「外国信託」という。）で、その受益権の総口数のうちに居住者及び内国法人並びに居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある非居住者が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の受益権の合計数の占める割合が百分の五十を超えるものをいう。

二 未処分所得の金額 特定外国信託の各計算期間の決算に基づづく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各内国計算期間の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各計算期間開始の日前七年以内に開始した各計算期間において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三 直接及び間接保有の受益権 個人若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として直接に有する外国信託の受益権の口数（当該外国信託が収益の分

配、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利（以下この号において「分配請求権」という。）が異なる受益権又は実質的に分配請求権が異なると認められる受益権のある信託である場合には、受益権の口数及びその分配請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した数。以下この号において同じ。）及び他の外国信託又は外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国信託の受益権の口数の合計数をいう。

四 同族受益者グループ 外国関係信託の直接及び間接保有の受益権を有する者のうち、一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産として当該外国関係信託の直接及び間接保有の受益権を有するものに限る。以下この号において同じ。）及び当該一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人と政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。

3 第一項各号に掲げる居住者は、その者に係る特定外国信託の各計算期間の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各計算期間終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の確定申告書に添付しなければならない。

第四十条の八（その年分以前の各年分の所得税について前条第一項の規定の適用を受ける居住者に係る特定外国信託につき第一号に掲げる事実が生じた場合、当該居住者に係る同条第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）につき第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該居住者に係る第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合において、当該各号に定める金額のうちに、その者に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この項及び次項において「課税済分配等の額」という。）が含まれているときは、その課税済分配等の額に相当する金額は、政令で定めるところにより、その者これら的事実の生じた日の属する年分の特定外国信託若しくは外国関係信託から受ける収益の分配の額又は外国関係会社から受ける利益の配当若しくは剩余金の分配の額（所得税法第二十五条第一項の規定により当該外国関係会社からの利益の配当又は剩余金の分配の額とみなされる金額を含む。次項及び次条において「収益の分配等の額」という。）に係る配当所得の金額又は

前条第一項の規定によりその総収入金額に算入されることとなる課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算上控除する。

一 収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額

二 当該居住者に対する収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額

三 当該居住者に対する利益の配当若しくは剩余金の分配の支払又は所得税法第二十五条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う利益の配当若しくは剩余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額（第二条第二項第二十一号に規定する利益積立金額をいう。）に相当する金額

2 前項に規定する居住者のその年の前年以前三年内の各年において、課税済分配等の額に相当する金額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（この項の規定により前年以前の各年において控除されたものを除く。以下この項において「控除未済分配等の額」という。）がある場合には、当該控除未済分配等の額は、政令で定めるところにより、その者のその年分の特定外国信託、外国関係信託又は外国関係会社から受けた収益の分配等の額に係る配当所得の金額又は前条第一項の規定に

よりその総収入金額に算入されることとなる課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算上控除する。

3 第四十条の五第三項及び第四項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第四十条の五第三項         |   | 第一項又は前項の規定は、第一項<br>以後前項           | 第四十条の八第一項又は第二項の<br>規定は、同条第一項               |
|-------------------|---|-----------------------------------|--|
| 提出する第一項<br>同項又は前項 | 第一項又は前項に規定する特定外<br>国子会社等、外国関係会社又は外<br>国関係信託から受ける配当等の額 | 以後同条第二項<br>提出する同条第一項<br>同項又は同条第二項 | 特定外国信託、外国関係信託又は<br>外国関係会社から受ける収益の分<br>配等の額 |
|                   |   |                                   |  |

|           |          |                 |
|-----------|----------|-----------------|
|           | 、第一項又は前項 | 、同条第一項又は第二項     |
| 第四十条の五第四項 | 第一項      | 第四十条の八第一項       |
| 前項        |          | 同条第三項において準用する第四 |
|           | 十条の五第三項  |                 |

第四十条の九 居住者が第四十条の七第一項各号に掲げる者に該当するかどうかの判定に関する事項、居住者がその者に係る特定外国信託から受ける収益の分配等の額に係る所得税法第九十五条第一項に規定する控除限度額の計算その他前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の四の次に次の一条を加える。

(特定組合員の不動産所得に係る損益通算等の特例)

第四十一条の四の二 特定組合員(組合契約を締結している組合員(これに類する者で政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)のうち、組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に関する業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自ら執行する組合員以外のものをいう。)に該当する個人が、平成十八

年以後の各年において、組合事業から生ずる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上当該組合事業による不動産所得の損失の金額として政令で定める金額があるときは、当該損失の金額に相当する金額は、所得税法第二十六条第二項及び第六十九条第一項の規定その他の所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかつたものとみなす。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 組合契約 民法第六百六十七条规定する組合契約及び投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約並びに外国におけるこれらに類する契約（政令で定めるものを含む。）をいう。

二 組合事業 各組合契約に基づいて営まれる事業をいう。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の八第二項中「をいう」の下に「以下この項において同じ」を、「退所した者」の下に「又はハンセン病の患者であつた者（国立ハンセン病療養所等に入所したことがない者で財務省令で定めるものに限る。）」を加える。

第四十一条の十二第一項中「（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項」を「（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項」に改め、同条第二十項中「又は第六十七条の十七第八項」を削り、同条第十三項中「支払をする法人」を「支払をする者」に改め、「記録した」の下に「光ディスク等」を加え、「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める。

第四十一条の十四第一項に次の一号を加える。

三 平成十七年七月一日以後に行う金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第二項に規定する取引所金融先物取引（以下この号、第三項及び第四項において「金融先物取引」という。）

当該金融先物取引の決済（当該金融先物取引に係る同条第八項に規定する通貨等の受渡しが行われることとなるものを除く。）

第四十一条の十四第三項中「又は証券業者等」を削り、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 委託により金融先物取引をした場合 当該金融先物取引の委託を受けた金融先物取引業者（金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業者をいう。以下この号において同じ。）の営業所

又は事務所（以下この号において「営業所等」という。）の長（金融先物取引の委託の取次ぎにより当該金融先物取引業者に当該金融先物取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた金融先物取引業者の営業所等の長）

第四十一条の十四第四項中「又は証券業者等」を削り、「又は有価証券先物取引等に」を「、有価証券先物取引等又は金融先物取引に」に、「又は有価証券先物取引等の種類」を「、有価証券先物取引等の種類」に改め、「約定数値をいう。」の下に「又は金融先物取引の種類、数量及び対価の額若しくは約定数値（金融先物取引法第七十一条第一項の約定数値をいう。）」を加え、「又は有価証券先物取引等の差金等決済」を「、有価証券先物取引等又は金融先物取引の差金等決済」に改め、同条第五項中「又は証券業者等」を削り、「記録した」の下に「光ディスク、」を加え、「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める。

第四十一条の十八第二項中「百分の二十五に相当する金額を超える場合には、当該百分の二十五」を「百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十」に改める。

第四十二条の二第一項中「第二十五条」を「第十条の七、第二十五条」に改める。

第四十二条の四第一項及び第四十二条の五第二項中「並びに第四十二条の十一第六項」を「第四十二条の十一第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第四十二条の十一」を加える。

第四十二条の六第二項中「並びに第四十二条の十一第六項」を「第四十二条の十一第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第四十二条の十一」を加え、同条第三項中「又は第四十二条の十一第七項」を「第四十二条の十一第七項又は第四十二条の十一」に改める。

第四十二条の七第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二条第六項に規定する経営革新のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者（同項第八号に掲げる者を除く。）に該当する法人（大規模な法人の子会社として政令で定めるもの（次号及び第八号において「大規模法人子会社」という。）及び前各号に掲げる法人に該当するものを除く。）当該承認経営革新計画に定める機械及び装置

七 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分

野開拓計画に従つて同法第二条第七項に規定する異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者（同項第八号に掲げる者を除く。）に該当する法人（大規模法人子会社を除く。）で同法第十五条第二項に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる法人に該当するものを除く。）当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置

第四十二条の七第一項に次の一号を加える。

八 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者（同項第八号に掲げる者を除く。）に該当する法人（大規模法人子会社を除く。）で同法第八条第一項に規定する業種に属する事業を営むもののうち設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（当該法人が連結子法人である場合には当該法人との間に連結完全支配関係を有する連結親法人が当該連結親法人の設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないものである場合に限り、前各号に掲げる法人に該当するものを除く。）当該事業の用に供される機械及び装置

第四十二条の七第二項中「第五号又は第六号」を「又は第五号」に、「並びに第四十二条の十一第六項」を「第四十二条の十一第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第四十二条の十二」を加え、

同条第三項中「又は第四十二条の十一第七項」を「第四十二条の十一第七項又は第四十二条の十一」に改める。

第四十二条の九第一項中「並びに第四十二条の十一第六項」を「第四十二条の十一第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第四十二条の十二」を加える。

第四十二条の十第一項中「第六十六条の」を「第六十六条第五項の」に、「中小企業経営革新支援法第五条第二項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項」に、「第六十六条に」を「第六十六条第一項に」に、「同条」を「同項」に、「中小企業経営革新支援法第二条第一項第六号」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項第八号」に改め、同条第二項中「並びに次条第六項」を「次条第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第四十二条の十二」を加え、同条第三項中「次条第七項」の下に「又は第四十二条の十二」を加える。

第四十二条の十一第六項中「並びに前条第二項」を「前条第二項」に、「並びに法人税法」を「並びに次条並びに法人税法」に改め、同条第七項中「場合に限る」の下に「ものとし、次条の規定の適用を受けるものに係る場合を除く」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)

第四十二条の十二 青色申告書を提出する法人の平成十七年四月一日から平成二十年三月三十日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除く。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）が当該法人の比較教育訓練費の額を超える場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額（この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）から、当該比較教育訓練費の額を超える部分の金額の百分の二十五に相当する金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の

十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

2 第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小企業者等」という。）の平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度及び設立事業年度等を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額がある場合には、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該事業年度の当該教育訓練費の額の百分の二十（教育訓練費増加割合（当該事業年度の当該教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合をいう。）が百分の四十未満であるときは、当該教育訓練費増加割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 設立事業年度等 設立（合併による設立を除く。）の日（法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては同法第一百四十二条第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた日とし、同法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに同条第十三号に規定する収益事業を開始した日とする。）を含む事業年度（政令で定める事業年度を除く。）、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度をいう。

二 教育訓練費 法人がその使用人（当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

三 比較教育訓練費の額 前二項のいずれかの規定の適用を受けようとする事業年度（以下この号及び第六項において「適用年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（当該適用年度開始の日前二年以内に開始した連結事業年

度（以下この号において「二年以内連結事業年度」という。）にあつては当該二年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額とし、当該各事業年度の月数（二年内連結事業年度にあつては、当該法人の当該二年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。）と当該適用年度の月数とが異なる場合には当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額とする。）の合計額を当該二年以内に開始した各事業年度の数（二年以内連結事業年度の数を含む。）で除して計算した金額をいう。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 第一項又は第二項の規定は、確定申告書等にこれらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これららの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

6 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項に規定する法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は事後設立法人若しくは被事後設立法人である場合における適用年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される